

『平成18年度施策実施状況調書』

施策名		(施策47) 電子商取引の普及発展				担当部局名		情報通信政策局 情報流通振興課	
施策の概要		国民が安心して電子商取引を行うことができる環境の整備は、ネットワーク上で取引を行う際の安全性・信頼性を確保することが前提となるものであり、本施策の実施は、上位政策である「社会・経済のIT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるIT利活用の促進」の実現に資するものである。 ネットワーク上の取引における安全性・信頼性を高める電子署名の利活用を促進するため、電子署名及び認証業務に関する国民への普及啓発活動に取り組むことにより、電子商取引の活性化を図る。							
主な指標の状況		主な指標等		目標値	目標年度	15年度	16年度	17年度	
		国民への電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動の実施状況		講演活動の実施4回以上	21年度	8回	9回	8回	
施策の主な実施手段の状況	予算執行を主とするもの	事業名	概要			15年度	16年度	17年度	
		高度ネットワーク認証基盤技術に関する研究開発	安全な通信技術や認証技術など高度なセキュリティ機能を有するネットワーク実現のための基盤技術を開発し、安心なネットワーク利用やサービス提供を実現するため、研究開発を実施。			—	1,040百万円	660百万円	
		認証機能に対する資格認定業務の実効性確保等に案する調査研究	認証業務に関する信頼性の目安を適正なものに保つため及び電子署名及び認証業務に関する国民の理解を深めるため、次の調査研究を実施。 ア 電子署名の安全性及び認証業務の信頼性等に関する調査研究 イ 電子署名及び認証業務に関する国際相互承認に資する調査研究 ウ 電子署名及び認証業務に関する国民に対する普及啓発活動 エ 電子署名及び認証業務に関する法律の施行状況に関する調査研究			95百万円	80百万円	74百万円	
	制度の企画・運用を主とするもの	項目	概要						
		特定認証業務の認定制度の運用	業務の用に供する設備及び業務の実施の方法に関する一定の基準を満たす特定認証業務に対し認定を行うことにより、国民に対し認証業務の信頼性の目安を与えるもの。平成17年度は3業務を新規認定し、平成17年度末の認定認証業務の件数は19件。						
	情報提供等を主とするもの、その他	項目	概要						
財政投融資(電子商取引関連情報処理・通信システム整備事業)		電子商取引を行う上で必要となる設備の導入を支援するため、日本政策投資銀行の投融資として実施。							
		電子署名及び認証業務に関する国民への普及啓発活動	「電子署名・認証普及啓発セミナー」を含め、講演活動を合計8回開催。						
(業務改善への取組状況)									
行政手続のオンライン化など、電子署名・認証業務に関連する政府の施策・取組を併せて紹介・説明すること等により、より効果的な周知・啓発(講演、パンフレット作成等)を実施。									

『平成18年度施策実施状況調書』

本施策に関する 課題等の状況	電子署名及び認証業務の意義及び利用方法についての認知度を向上させるため、今後も引き続き、国民の電子署名及び認証業務に関する理解を深めるための普及啓発活動を実施することが必要。	③予	制	③事
	進展の著しい電子署名及び認証業務に関する技術課題に対応するため、認定制度の適切な運用を維持するための調査研究及び課題に対応するための体制整備を実施することが必要。	③予	③制	③事
本施策に関する 専門家の意見等	財政投融资制度の運用に関しては、本施策の運用状況及び今後の展望について、日本政策投資銀行担当者と意見交換を実施し、平成18年度要求に反映。(平成18年度財政投融资制度改正において、「電子商取引関連情報処理・通信システム整備事業」のうち「認証事業、安全対策事業を伴うもの」が政策金利Ⅱの対象として位置付けられた。)			
本施策に関する 主な資料	「電子署名・電子認証ホームページ」 http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/ninshou-law/law-index.html			